平成２４年（フ）第６６３１号
大阪市西成区鶴見橋１丁目13番21号、前住所大阪市阿倍野区阿倍野元町４番24―404号
債務者　西元千惠美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７１９号
大阪府枚方市田口１丁目56番25号
債務者　田中　美穂（旧姓鹿嶋）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７３１号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番１―214号
債務者　平岡　忍生
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７４８号
大阪府枚方市宗谷１丁目12番33号
債務者　林田　瑞穂
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８２５号
大阪府東大阪市荒川３丁目25番６号
債務者　石田　明美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５９号
大阪市東淀川区淡路５丁目９番21号
債務者　八木　照子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７１号
大阪市平野区瓜破７丁目２番８号　セゾンⅡ番館603号
債務者　川本　優子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８７８号
大阪市旭区森小路１丁目５番17号　金子マンション301
債務者　飯田麻紀子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２３号
神戸市垂水区つつじが丘１丁目12番地の７
債務者　浜口　顕人
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３０号
神戸市北区松が枝町１丁目１番地の43　402号
債務者　藤本　秀美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６１号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目１番24―W1801号、従前の住所神戸市東灘区魚崎中町１丁目１番24―E1801号
債務者　松本　　恵（旧姓目黒）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２号
長崎県南島原市有家町石田1152番地
債務者　伊藤　瑞代
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１３２７号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町西292番地
債務者　大澤　麻利
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２７２号
名古屋市港区丸池町１丁目１番地の１　丸池荘４棟1103号
債務者　小椋　光春
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３４８号
名古屋市名東区朝日が丘42番地の１　朝日ハイツ301号
債務者　谷口　仁資
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字北屋敷161番地
債務者　吉田　峰子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６５号
名古屋市緑区黒沢台２丁目113番地　三高荘３号
債務者　古舘真美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部